## 土地寄附契約書

土地の所有者	 (以下「旧土地所有者」	という。)	と横浜市は、
次のとおり土地寄附契約を締結する。			

### (契約の趣旨)

第1条 旧土地所有者は、旧土地所有者の所有する次に掲げる土地(以下「土地」という。)を横浜市 に寄附する。

所 在	地番	地 目	地積 (㎡)

(所有権の移転及び土地の引渡しの時期)

第2条 土地の所有権は、この契約を締結した時点で横浜市に移転し、土地の引き渡しがなされたものとする。

#### (登記の関係書類の提出等)

第3条 旧土地所有者は、この契約の締結と同時に、土地の所有権移転登記に必要な関係書類及びその他横浜市が必要と認めて提出を求めた書類を横浜市に提出し、横浜市は、速やかにこの土地の登記を行う。

## (担保物権の消滅、かし担保責任等)

- 第4条 旧土地所有者は、土地に抵当権、質権、先取特権、その他担保物権が存するとき、又は設定されているときは、第3条による所有権移転登記を行うまでに当該権利を消滅させ、当該権利が登記されているときは、抹消しなければならない。
- 2 旧土地所有者は、土地について、隠れたかしがあったとき、又は第三者から異議の申し立て等があったときは、責任を持って解決するものとし、横浜市に損害を与えたときは、その責めを負う。

# (譲渡の禁止)

- 第5条 旧土地所有者は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

(公租公課の負担)

第6条 土地の公租公課は、土地の所有権移転登記完了後においても、旧土地所有者を義務者として 課されるものについては、旧土地所有者の負担とする。

(契約の解除)

第7条 横浜市は、旧土地所有者がこの契約の定める義務を履行しなかったとき、又は履行することができないときは、いつでもこの契約を解除することができる。

(裁判管轄)

第8条 この契約に関する訴えの提起等は、横浜市の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所に行う。

(契約の費用)

第9条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて旧土地所有者の負担とする。

(日常の維持管理)

- 第10条 当該ごみ集積場所の日常の維持管理は原則として利用者が行うものとする。
- 2 利用者が構造物の変更を希望する場合は、事前に横浜市と協議した上で、利用者がこれを行うことができる。

(利用者への説明)

第 11 条 旧土地所有者は、前条の規定について、ごみ集積場所を使用することが見込まれる全ての世帯に対し、説明するものとする。ただし、旧土地所有者と寄付申請者が異なり、寄付申請者がこの条項の説明を行う場合はこの限りではない。

(疑義等の決定)

第12条 この契約の条項に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、旧土 地所有者と横浜市が協議して定める。

旧土地所有者及び横浜市は、この契約書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

年 月 日

(旧土地所有者)

(EII)

横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市 契約事務受任者 横浜市資源循環局長